

工事名: R2企総管 松茂駐車場 照明設備取替工事

## 法令及び規格

### 1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- イ 電気設備技術基準
- ロ その他関係法令等

### 2 適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- イ 日本産業規格 (JIS)
- ロ 日本電機工業会規格 (JEM)
- ハ 日本電線工業会規格 (JCS)
- ニ 日本照明工業会規格 (JIL, JEL)
- ホ 国土交通省 LED道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)
- ヘ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
- ト 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)
- チ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
- リ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)
- ヌ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)
- ル 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)
- ヲ その他関係規格, 基準等

## 書類関係

### 1 図書承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- |                                  |             |      |
|----------------------------------|-------------|------|
| イ 図書類<br>(外形図, 組立図, 展開接続図及び施工図等) | 設計完了後速やかに   | 2部   |
| ロ 納入機器及び材料の仕様                    | 〃           | 2部   |
| ハ 立会検査要領書                        | 検査予定15日前までに | 2部   |
| ニ その他監督員が指示する図書                  |             | 必要部数 |

### 2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品 (正・副2部) を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- |                             |          |    |
|-----------------------------|----------|----|
| イ 工事打合せ議事録 (電子メール等を活用しない場合) | 打合せ後7日以内 | 2部 |
| ロ 据付記録 (速報)                 | 実施後3日以内  | 1部 |

# 現場説明書

特記事項2

工事名：R2企総管 松茂駐車場 照明設備取替工事

ハ 検査及び試験記録（速報）	実施後7日以内	1部
ニ 工事写真	工事しゅん工検査請求日までに	2部
ホ 完成図書	〃	4部
（イ）完成図面（外形図，組立図，展開接続図及び施工図等）		
（ロ）据付記録		
（ハ）検査及び試験記録		
（二）取扱説明書		
なお，完成図書のスタイルは，監督員の指示による。		
ヘ その他監督員が指示する図書		必要部数

## 設計及び製作

### 1 機器の構成

イ LED照明器具 12台

### 2 一般事項

- イ 機器は使用条件を満足し，かつ，既設備と十分に協調のとれたものとするとともに，保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- ロ 工場内で諸試験を行い，合格したものを納入すること。不適當な箇所が発見された場合は，直ちに修正又は取替を行い，支障のないことを十分確かめなければならない。
- ハ 各機器の製作にあたっては，耐震性を考慮しなければならない。
- ニ 各機器は地球環境を考慮し，できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに，設計においては十分配慮しなければならない。なお，徳島県グリーン調達等推進方針に準じるものとする。
- ホ 各機器は，品名，型式，製造年月日及び製造者名等を銘板にて表示しなければならない。
- ヘ 各機器の標準付属品，予備品等を納入すること。
- ト 据付に必要な架台，アンカーボルト，金具を納入すること。

### 3 機器の仕様

イ 機器の仕様は，次のとおりとする。なお，既設設備の詳細は図1「既設照明灯詳細図」，照明灯の配置は図2「電灯設備図」のとおりとする。

（イ）LED照明器具

a 灯具（LED）

照 度：車路においては維持照度10lx以上を，その他の部分においては維持照度5lx以上を確保すること。

光源色：5000K

その他：遮光板を取付可能であること。

b アダプタ（必要である場合）

既設ポール（10.25-18B及び10.25-18YB，φ60.5）に灯具を接続可能であること。

c 電源装置

工事名：R2企総管 松茂駐車場 照明設備取替工事

- (a) 交流電源（AC200V, 1φ, 60Hz）を灯具の動作に必要な電源に変換すること。
- (b) 段調光の機能を有すること。  
※調光用制御信号（AC200V, 1φ, 60Hz）の入力により，明るさを60%減少させる。（減少幅は監督員と協議のうえ決定する。）
- d プレーカ配線ユニット
  - (a) 防水性を有し，配線用遮断器（2P, 220V, 15AT）等で構成する。  
（自動点滅器対応：なし）  
※古河電気工業（株）FMN-15Aと同程度の性能を有すること。
  - (b) 既設ポール内に収納可能であること。  
※2灯用ポール（10.25-18YB）内には2台設置。
- e 付属ケーブル  
プレーカ配線ユニット～電源装置，電源装置～灯具のケーブルを付属すること。
- f その他  
とくしまオンリーワンLED製品を使用すること。

## 現場工事

### 1 一般事項

- イ 受注者は，本工事の現場作業の着手に際し，あらかじめ作業手順及び施工方法，施工時期等について監督員と協議を行わなければならない。
- ロ 受注者は，現場工事の施工に際し，必要資格を有する専門技術員を配置するものとする。また，本工事に関して十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守のうえ施工し，工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
- ハ 現場工事に必要な測定及び調査は，すべて受注者の責任において行い，その不良による手戻りを生じた場合は，受注者の負担により解決しなければならない。
- ニ 発注者の設備機器の運転，停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし，監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
- ホ 本工事中に受注者は，作業の安全性確保のため，表示板，安全区画等の対策を講じなければならない。
- ヘ 本工事中に受注者は，既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は，監督員の指示に従い受注者の責任において，原形復旧を行わなければならない。
- ト 受注者は，工事終了後，速やかに工事現場の整理，整頓を行わなければならない。

### 2 現場工事詳細

現場工事の詳細は，次に掲げるとおりとする。

イ LED照明器具の取替（図1，2，3参照）

（イ）照明器具及び配線の取替を行う。 ※電線管は既設流用とする。

（ロ）ポールは既設再使用とし，2灯用ポール（10.25-18YB）については支柱と分岐部の接続部分の接続ボルト補修（脱落箇所等）及びサビ補修（補修塗装）を行う。

工事名：R2企総管 松茂駐車場 照明設備取替工事

(ハ) 照明灯「2-5」(図2参照)に遮光板(前方カット)を取り付ける。

ロ 引込口配線の取替(図4参照)

(イ) 引込口配線を取り替える。作業に伴う手続き(電力会社等)を適切に行うこと。

(ロ) 引込柱は既設再使用とし、ターミナルキャップの取替を行う。

ハ 駐車場分電盤の改修(図5参照)

(イ) 盤内器具(MCCB, リレ等)の取替, 追加※を行う。

※負荷回路の増設を行う。

ニ その他

(イ) 駐車場分電盤は照明設備の他, 精算機や監視カメラに電源を供給しているため, 原則として, 停電は別途工事にて予定している営業中止期間中に行うものとする。

(ロ) 駐車場分電盤の制御回路は, 他施設の照明設備(工事範囲外)と共用しているため, 原則として夜間は制御回路を復旧させること。(営業中止期間中も同様)

(ハ) 原則として, 照明灯は夜間復旧させること。(営業中止期間中を除く)

(ニ) 取替後に駐車場の照度を測定すること。

※測定箇所, 時間帯等は協議により決定する。

## 検査及び試験

### 1 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は, 次に掲げる項目について行うものとする。なお, その結果, 不合格と判断されたものについては, 速やかに改善又は補充し, 再検査等を受けなければならない。

イ 検査及び試験内容

(イ) 員数検査

(ロ) 総合動作試験

ロ その他監督員の指示する項目

工事名: R2企総管 松茂駐車場 照明設備取替工事  
工 程

## 1 他工事等との調整 (対象 有)

1 本工事に関連する以下の工事を発注予定である。この工事において施工箇所が一部重複するため、担当者及び受注者と施工時期等について綿密に協議を行い、円滑な施工ができるようにしなければならない。

(1) R2企総管 松茂駐車場 自動車管制装置及び管理用計算機取替工事

(2) R2企総管 松茂駐車場 監視カメラ設備取替工事

## 2 施工の制限(対象 無)

## 3 作業時間帯(対象 無)

## 4 工事履行報告書(対象 無)

## 5 その他(対象 有)

(イ)原則として、駐車場分電盤の停電は、別途工事にて予定している営業中止期間中に行うものとする。

(ロ)照明灯は原則として、夜間復旧させること。ただし、駐車場の営業中止期間中はこの限りでない。

(ハ)駐車場分電盤の制御回路は、他施設の照明設備(工事範囲外)と共用しているため、原則として夜間は制御回路を復旧させること。

## 用地関係

### 1 ブロック製作ヤード(対象 無)

### 2 仮置ブロック(対象 無)

## 支障物件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

### 1 支障物件の事前調査(対象 無)

### 2 支障物件の撤去(対象 無)

### 3 立木の置き場所(対象 無)

### 4 その他(対象 無)

## 公害対策

### 1 作業時間(対象 無)

### 2 事業損失防止対策(対象 無)

### 3 濁水処理(対象 無)

### 4 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

### 5 六価クロム溶出試験(対象 無)

## 安全対策

工事名: R2企総管 松茂駐車場 照明設備取替工事

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 無)
- 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

## 建設副産物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 無)
- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)
  - 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
  - 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
  - 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
  - 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	汚泥	その他
対象物				○

- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

## 工事用道路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)

## 仮設備

- 1 床掘(対象 無)

工事名: R2企総管 松茂駐車場 照明設備取替工事

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 無)

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 無)

その他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお発注図面は、CAD製図基準に[準拠していない。]

2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 有)

- 1 本工事は、「R2企総管 松茂駐車場 自動車管制装置及び管理用計算機取替工事」もしくは「R2企総管 松茂駐車場 監視カメラ設備取替工事」と同じ現場代理人を配置することができる。ただし、現場代理人の兼務できる工事は2件までとする。

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

6 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

工事名: R2企総管 松茂駐車場 照明設備取替工事  
7 セメント・モルタル吹付(対象 無)

8 水抜孔(対象 無)

9 種子吹付(対象 無)

10 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

11 使用材料の品質, 規格, 性能等(対象 無)

12 LED道路照明灯(道路照明灯)の品質, 規格, 性能等(対象 有)

原則, 本工事に使用するLED道路照明灯については, 次表の条件を満足するものとし, 施工前に設計条件に関する資料等を提出して, 使用するLED道路照明灯の構造について監督員の承諾を得なければならない。

名称	規格・寸法等
LED道路照明灯	<p>「とくしまオンリーワンLED製品」として認証された製品であること。</p> <p>かつ LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(H27.3)に示す, 照明灯具技術仕様との適合が確認され, 下記条件による性能指標・推奨値を満たすこと。                      &lt;設置条件&gt; 設置位置等は, 設計図書に示すとおり。                      &lt;性能指標・推奨値&gt; 維持照度: 車路10lx以上、その他5lx以上</p> <p>ただし, 以下の理由に該当する場合は, 当該資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し, 承諾を得なければならない。</p> <p>①当該資材は, 需要に見合う供給能力がない。                      ※県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上から「当該資材を調達できない。」旨の証明書を提出すること。</p> <p>②当該資材の価格と設計単価の価格差が大きい。                      ※県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上の見積書を提出すること。</p>

13 LED道路照明灯(トンネル照明灯)の品質, 規格, 性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 舗装工事(対象 無)

# 現場説明書

特記事項9

工事名: R2企総管 松茂駐車場 照明設備取替工事

## 支障物件確認書(現場着手時)

下記工事を施工するので、地下埋設物件について確認をお願いします。

○照会元記入

確認申請者名: (TEL: - - ) (FAX: - - )

① 工事名: \_\_\_\_\_

② 路線名: \_\_\_\_\_

③ 施工場所: \_\_\_\_\_ (添付図: 位置図・平面図)

④ 施工時期: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

○照会先記入

占有物件管理 者	地下埋設物の確認		特記事項 (試掘・立会等の要否)
	有: 埋設されております	無: 埋設されていません	
道路管理者	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
上水道	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
下水道	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
電力	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
通信事業者	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
ガス	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
公安委員会	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	

- 注) 1. 受注者が現場着手前に作成し、監督員へ提出すること。  
 2. 地下埋設物の確認: 占有物件管理者として、施工区間(場所)が、既占有物件に影響を与えるか否か明確にすること。  
 3. 埋設物: 既占有物件である管路または、マンホール等と明記すること。(深度・条数・個数等は省略)  
 4. 確認者: 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記すること。  
 5. 特記事項: 占有物件管理者として、施工者に対して要請(要望)等すべき事項を明記すること。  
 6. 占有物件管理者: 占有物件管理者は必要に応じて追加・変更すること。

# 現場説明書

工事名: R2企総管 松茂駐車場 照明設備取替工事

## 墜落防止チェックシート

点検実施日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分	天候	点検者
チェック項目	点検項目(結果 良い○ 悪い× 該当しないー)	結果	「×」の場合にとった措置
作業開始時 (毎回)	作業実施が危険な天候でないか。		
	作業従事者の服装, 安全装備(安全帯等)は適切か。		
足場の設置 (高さ2m以上の足場を設置する場合)	①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また、作業床の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1		
	②作業床端部、開口部等には、足場の種類に応じて、次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【枠組足場】 「交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木」又は「手すりわく」 【枠組足場以外の足場(単管足場等)】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の棧		
	③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、次の措置を講じているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けているか、又は防網を張っているか。 ・上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 ・臨時に取り外した設備は、作業終了後、直ちに元の状態に戻しているか。		
	④作業床(足場)の設置が困難な場合防網を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。		
足場組立・解体作業時	足場の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けているか。※注2		
	技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しているか。※注3		
	足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。※注3		
	足場の設置は手すり先行工法による施工か。  足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置を講じているか。※注4 ・幅40cm以上の作業床を設けているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け、労働者に安全帯を使用させているか。		
足場上での作業時 (毎回)	通路面は、つまづき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。		
	作業床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」における③及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。  安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検を実施したか。		
昇降設備の設置	高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、安全な昇降装置を設けているか。		

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、このチェックシートを作業日毎に作成し、保管すること。

監督員より請求のあったときは、直ちに提示すること。

このチェックシートは重要な項目について抽出したものである(全て労働安全衛生規則又は共通仕様書での規定事  
※注1 はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。

※注2 H27.7.1時点で現に足場の組立て等の業務に従事している者は、H29.6.30までの間は特別教育を要しない。

※注3 つり足場、張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。

※注4 つり足場、張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。